



荒 貴賀 議員  
(日本共産党  
幕別町議員団)

**問** 子育て世代の切実な要望である「教育費の負担軽減」の充実を求めて伺う。

就学援助は学校教育法に基づき、家計が厳しい世帯の小中学生に学用品費などの費用を支給する制度である。2012年度の厚労省調査によると、155万人が就学援助を利用し、利用率は16%、小中学生の6人に1人が援助を受けている計算になる。子供の貧困が社会問題となる中、子供の教育を支える大きな役割を果たしている。「義務教育は、これを無償とする」憲法26条の精神に立ち、家庭の事情で学びの場に影響しないよう充実を求め、以下の点を伺う。

(1)各就学援助の入学準備金の支給を3月に。

(2)就学援助の対象項目の拡大を。

(3)支給基準を音更町などのように生活保護基準の1.5倍への引き上げを。

(4)高校生の修学支援が新制度になり、基準が1.5倍から1.3倍になったことでの影響は。

**問** 就学援助の入学準備金が入学後であるため、必要とする時期に支給できないのか

**答** 現行制度では難しいと考えている

(5)大学などに進学する際、経済的事情で進学を諦めてしまうことのないよう、給付型奨学金の創設の考えは。

**教育長** (1)就学援助費の認定に当たっては、前年1年間の収入額の確認が必要となるが、前年の税情報については、前年の源泉徴収票や確定申告書の提出等による確認作業が終わり次第、速やかに計算を行い、認定の可否を判断しているところであり、3月には、支給するための認定の可否を判断する材料がそろわないため難しい。

(2)現在、他の負担軽減に対する施策を検討しており、就学援助の支給対象項目の拡大は考えていない。

(3)本町の認定基準である生活保護基準の1.3倍以上の方であっても、当該年において会社の倒産等により急激に収入が減少するなど、申請者の生活実態等を勘案し認定するなど、きめ細かな対応をとっている。

また、現在の支給基準である1.3倍については、全国的に見ても平均的な判断基準として多くの自治体で採用されていることから、引き続き現在の支給基準で認定していきたい。

(4)1.5倍から1.3倍に下げたと同時に成績要件もなくしており、複数の要件から数字を求める必要があり、現在は分析していない。

(5)現在、国において若者への支援



拡充として、平成30年度から本格的に給付型奨学金の導入を行うとともに、平成29年度についても経済的に特に厳しい学生について先行的に実施する方向で検討していることとあり、町単独での給付型奨学金の創設については、当面、国の施策を見きわめていきたいと考えており、現状導入については考えていない。

**再質問** (1)入学準備金について、他の市町村は検討や3月支給を決めている。幕別町も柔軟な発想で取り組むべきではないか。

(2)教育費の負担軽減として、他の軽減を施策として検討とのことだが、新年度からの実施になるのか。

**答** (1)前年度の基準、前年度の所得で先に入学準備金だけ認めてしまおうというのは制度上不合理と考えるが、事例を調査して研究していきたい。

(2)現在、教育委員会内部でどういう形が一番子供たちや保護者にとって負担軽減として有効な事業となるかということについて検討しており、時期については、財源的な問題も多分にあることから、今後とも町部局とも検討しながら実施時期について定めていきたい。